三宅町地域づくり団体活動支援補助金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、地域づくり活動の支援を通じて、町民の活動機会及び関係人口の創出、並びに地域活力の創造を目的とした三宅町地域づくり団体活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　地域づくり活動　三宅町（以下「町」という。）内において実施される地域活性化又はまちづくりにチャレンジする町民活動機会創出に資する活動をいう

(2)　地域づくり団体　地域づくり活動を実施する団体をいう

(3)　寄附金　地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定に基づく、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する財源として活用するものとして、法人（町の区域内に主たる事業所または事業所が所在していない法人をいう。以下同じ。）が町に対して行う寄附をいう

（補助対象団体）

第3条　補助金は、次に掲げる事項を満たす地域づくり団体に対して交付するものとする。

(1)　町との間で、「地域づくり団体の事業活動支援事業に係る連携協定」（以下「協定」という。）を締結していること

(2)　協定に基づいて、寄附金を獲得していること

（対象費用）

第4条　補助金の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める事項に関するものに限る。

(1)　地域づくり活動

(2)　地域づくり活動推進のための広報活動に係るもの

(3)　寄附金の獲得に関する募集活動に係るもの

2　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）の項目、内容及び補助率は別表のとおりとする。

（補助金の算定）

第5条　補助金の額は、寄附金の額に10分の9を乗じた額とする。

2　町長は、前項の規定により算定した額について、予算の範囲内において執行できるものとする。

（交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする地域づくり団体(以下「申請者」という。)は、三宅町地域づくり団体活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

(1)　事業計画書（様式第2号）

(2)　収支予算書（様式第3号）

(3)　その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、三宅町地域づくり団体活動支援補助金交付（不交付）決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2　町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(概算払)

第8条　町長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「連携事業者」という。）は、概算払による補助金の交付を受けようとする場合は、三宅町地域づくり団体活動支援補助金概算払請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(事業計画の変更等)

第9条　連携事業者は、その事業計画の内容に変更が生じる場合は、町長に三宅町まちづくり団体活動支援補助金変更等申請書(様式第6号)に関係書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2　町長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、三宅町地域づくり団体活動支援補助金変更等承認（不承認）決定通知書(様式第7号)により、連携事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条　連携事業者は、事業完了後速やかに三宅町地域づくり団体活動支援補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　事業報告書（様式第9号）

(2)　収支決算書（様式第10号）

(3)　補助事業に要した経費に係る領収書等の写し等支払を証明する書類

(4)　その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条　町長は、前条の規定による実績報告を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、三宅町地域づくり団体活動支援補助金確定通知書(様式第11号)により連携事業者に通知する。ただし、確定した補助金の額が交付決定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第12条　前条の通知を受けた連携事業者は、三宅町地域づくり団体活動支援補助金請求書(様式第12号)により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条　町長は、連携事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
(2)　補助金を他の用途に使用したとき
(3)　補助金の交付の条件に違反したとき
(4)　前3号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき

2　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、三宅町地域づくり団体活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条　町長は、第9条第2項の規定により変更承認決定をした場合において、既に交付されている補助金の額が変更承認決定をした補助金の額を超えているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2　町長は、第11条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3　町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第15条　連携事業者は、補助対象経費（補助事業の全部又は一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条　連携事業者は、取得財産等を譲渡し、交換し、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、三宅町地域づくり団体活動支援補助金財産処分申請書（様式第14号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過したときは、この限りでない。

2　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

3　町長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、処分の可否を決定し、三宅町地域づくり団体活動支援補助金財産処分承認（不承認）決定通知書（様式第15号）により連携事業者に通知するものとする。

4　連携事業者は、前項の規定による承認を受けて財産処分を行ったときは、三宅町地域づくり団体活動支援補助金財産処分報告書（様式第16号）を町長に提出し、町長が定める日までに当該承認に係る取得財産等の残存簿価相当額を町長に返還しなければならない。

（個人情報の保護）

第17条　連携事業者は、この事業の実施に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理を行うものとし、事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2　連携事業者は、事業の全部又は一部を行わせる第三者（以下「履行補助者」という。）にも、本条の定めを遵守させなければならない。連携事業者または履行補助者の役員または従業員による情報漏洩行為も連携事業者による違反行為とみなす。

3　本条の規定は補助事業の完了後も同様とする。

（帳簿類の保存）

第18条　連携事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第 19 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する

別表（第４条関係）

項目	内容	補助率
報償費	外部の講師、指導者等に対する活動協力への御礼等（旅費を含む。） ※支出先が明確でない商品券、図書券等の金券は対象外とする。	１０分の１０ ただし、交付決定額の範囲内とする。
消耗品費	用紙・インク・文具等に係る経費	
印刷製本費	ポスター、チラシ等の発行物作成経費	
通信運搬費	開催案内等のための郵送料	
広告費	ホームページ作成等、事業の宣伝広告に係る経費	
手数料	サービス料、振込手数料等	
保険料	ボランティア保険、イベント保険等に係る経費	
使用料及び賃借料	会場及び設備使用料、レンタル料等	
光熱水費	補助事業実施に伴い使用した電気、水道使用料等	
燃料費	補助事業実施に伴い使用した灯油代等	
原材料費	補助事業実施の主たる用途として必要な材料費	
旅費	鉄道費その他の交通費、宿泊費等	
工事請負費	補助事業実施のために必要な工事費	
備品購入費	補助事業実施の主たる用途として必要な備品購入費	
委託料	補助事業実施に必要な委託料	
その他	その他補助事業実施に必要な経費	